

新潟県病院局管理規程第15号

新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月29日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（料金）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 健康診断料</p> <p>(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,220</u>円<br/>（乳幼児にあつては、<u>4,050</u>円）<br/>ただし、（略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) 短期人間ドック料</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ がんドック</p> <p>(ア) Aコース(BコースとCコースの内容を合わせたもの) 1人につき <u>56,360</u>円</p> <p>(イ) Bコース(胃がん・肺がんの検診) 1人につき <u>38,040</u>円</p> <p>(ウ) Cコース(乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診) 1人につき <u>21,550</u>円</p> <p>ただし、（略）</p> <p>11～40 （略）</p> <p>41 長期収載品の処方等に係る薬剤料</p> <p>当該長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に<math>\frac{2}{10}</math>を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する)。</p> <p>42・43 （略）</p> <p>備考 （略）</p> | <p>（料金）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 健康診断料</p> <p>(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200</u>円<br/>（乳幼児にあつては、<u>4,030</u>円）<br/>ただし、（略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) 短期人間ドック料</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ がんドック</p> <p>(ア) Aコース(BコースとCコースの内容を合わせたもの) 1人につき <u>56,080</u>円</p> <p>(イ) Bコース(胃がん・肺がんの検診) 1人につき <u>38,020</u>円</p> <p>(ウ) Cコース(乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診) 1人につき <u>21,260</u>円</p> <p>ただし、（略）</p> <p>11～40 （略）</p> <p>41 長期収載品の処方等に係る薬剤料</p> <p>当該長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に<math>\frac{4}{10}</math>を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する)。</p> <p>42・43 （略）</p> <p>備考 （略）</p> |

附 則

- この規程は、令和8年6月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和8年6月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。